

**Q1 経審の審査基準が変更になりましたが、再審査を受けたものを提出しなければなりませんか？**

A1 現在有効分を添付していただいて構いません。  
ただし、再審査を受けた際は速やかに評価通知書の写しを送付してください。

**Q2 委任していない場合に受任者欄に何か記載は必要ですか？**

A2 必要ありません。

**Q3 役員等一覧表は任意様式ではだめですか？**

A3 任意様式不可としていますので、任意様式でご提出された場合は受け付けできません。  
お手数ですが、町指定様式でのご提出をお願いします。  
なお、他にも任意様式不可の書類がありますので、要領でお確かめのうえご提出くださいますようお願いいたします。

**Q4 物品・役務で申請予定ですが、技術者名簿の提出が必要ですか？**

A4 特殊技能を要すなど特定の方でないと対応できない業務であれば、任意様式で構いませんので、技術種別と氏名等を記入したものを添付してください。

**Q5 要領の受注経歴書の部分に「すべて」との記載がありますが、2ヵ年分の受注経歴をすべて記載しなければなりませんか？**

A5 2ヵ年分すべてを記載する必要はありません。  
「すべて」というのは「久山町以外の発注者を含めて」という意味であり、久山町だけとの受注経歴書ではないという意味です。

**Q6 実績調書の実績高は平均額を記載してもよいのですか？**

A6 平均額ではありません。それぞれの単年度実績を記載してください。  
また、税抜き金額での記載をお願いします。

**Q7 役員等一覧表に役員ではない監査役及び受任者の記載が必要なのですか？**

A7 今後入札及び契約をするうえで、有資格者として登録する際、相手方に暴力団関係者がいないことを警察署に照会するために必要です。そのため「役員”等”一覧表」とさせていただきます。謄本に記載されている監査役及び委任している受任者は確実に記載してください。

**Q8 申請要領11技術者名簿の説明中の経審用の技術者名簿、実務経験証明書とは何をさすのですか？**

A8 大臣許可業者の場合      ・ ・ ・ 技術職員名簿(別紙2)  
知事許可業者の場合      ・ ・ ・ 建設業法施行規則第3条に基づく「実務  
経験証明書」

なお、上記の書類がない場合は、町の様式にて提出をお願いします。

**Q9 法人番号は何を見たらわかりますか？**

A9 国から事業者へ送付された「法人番号通知書」に記載の13ケタの番号  
もしくは、「国税庁法人番号公表サイト」にてご確認ください。

国税庁法人番号公表サイト・・・<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

※履歴事項全部証明書の会社法人等番号とは異なりますのでご注意ください。

**Q10 経審の金額と実績調書の金額が一致しないのですが、よろしいですか？**

A10 経審には経過措置の金額があるため、同じにならなくて構いません。

**Q11 添付必須となっているものについて、添付するものが無い場合  
どうすればよいですか？**

A11 お手数ですが、該当なしという事が分かるメモかデータを作成頂き、  
そちらのデータを添付頂きますようお願いいたします。